福井海区漁業調整委員会指示　第３－９号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第１項の規定に基づき、福井県の海面において、竿釣りおよび手釣りにより水産動物を採捕する場合について、次のとおり制限する。

令和３年１１月３０日

福井海区漁業調整委員会
会長　小林 利幸

第１　定義

釣りを行うために水産動物を蝟集させることを目的とするもので、１）海中に直接散布するもの、２）カゴや袋に入れて海中に散布するもの、３）釣り針につける餌以外の水産動物の餌および誘因物質、を「まきえ」といい、まきえを使用した釣りを「まきえ釣り」という。

第２　共同漁業権漁場における制限

次の表の共同漁業権漁場の欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄の区域においては、船舶を使用した（磯渡しを含む）まきえ釣りを禁止する。

共同漁業権漁場		区　　域
免許番号	漁業権者	
共第２号	雄島漁業協同組合	・左記共同漁業権内の全海域
共第５号、共第６号	福井市漁業協同組合	
共第８号	越廼漁業協同組合	
共第３１号、共第３２号、共第３３号、共第３５号、共第３６号、共第３７号、共第３８号、共第５０号、	若狭高浜漁業協同組合	・左記共同漁業権内に敷設された小型定置網の周囲１００ｍ以内の海域

第３　区画漁業権漁場における制限

次の表の区画漁業権漁場の欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄の区域においては、船舶を使用したまきえ釣りを禁止する。

区画漁業権漁場		区　　域
免許番号	漁業権者	
区第２号	福井市漁業協同組合	・左記区画漁業権内の全海域

区第１０号，区第１１号,区第１２号， 区第１３号，区第１５号,区第１６号， 区第１７号，区第１８号,区第２０号， 区第２１号，区第２２号,区第２３号	敦賀市漁業協同組合	・左記区画漁業権内の全海域

第４　定置漁業権漁場における制限

次の表の定置漁業権漁場の欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄の区域においては、船舶を使用したまきえ釣りを禁止する。

定置漁業権漁場		区　　域
免許番号	漁業の種類	
定第　１号	ぶり定置漁業	委員会指示第３０―７号により設けた保護区域。なお、保護区域が設けられていない大型定置にあっては、定置漁具の各網部より周囲０．３海里の範囲内の区域
定第　２号	〃	
定第　３号	〃	
定第　５号	〃	
定第　６号	〃	
定第　７号	〃	
定第　８号	〃	
定第１０号	〃	
定第１１号	〃	
定第１２号	〃	
定第１３号	いわし定置漁業	
定第１５号	ぶり定置漁業	
定第１６号	いわし定置漁業	
定第１７号	ぶり定置漁業	
定第１８号	〃	
定第２０号	〃	
定第２１号	〃	
定第２２号	〃	
定第２３号	〃	
定第２５号	〃	
定第２６号	〃	
定第２７号	〃	
定第２８号	〃	
定第３０号	〃	
定第３１号	〃	
定第３２号	〃	
定第３３号	〃	
定第３５号	〃	
定第３６号	〃	

定第３７号	〃	
定第３８号	〃	
定第５０号	〃	
定第５１号	〃	
定第５２号	〃	
定第５３号	〃	
定第５５号	〃	
定第５６号	〃	
定第５７号	〃	
定第５８号	いわし定置漁業	
定第６０号	ぶり定置漁業	
定第６１号	〃	

第５　人工魚礁周辺漁場における制限

次の表の漁場の位置の欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄の区域においては、船舶を使用したまきえ釣りを禁止する。

漁場の位置	区　　域
福井市越廼地区沖合	（１）次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を結んだ線によって囲まれた海域 ア　北緯３６度０３分２０秒、東経１３５度５９分０２秒 イ　北緯３６度０４分２０秒、東経１３５度５９分２２秒 ウ　北緯３６度０３分３１秒、東経１３６度００分０８秒 エ　北緯３６度０２分４４秒、東経１３５度５９分５２秒 （２）次のオ、カ、キ、クおよびオの各点を結んだ線によって囲まれた海域 オ　北緯３６度００分２５秒、東経１３５度５７分０４秒 カ　北緯３６度０２分１０秒、東経１３５度５８分２６秒 キ　北緯３６度０２分０２秒、東経１３５度５９分４５秒 ク　北緯３６度００分４１秒、東経１３５度５８分４２秒

第６　指示の有効期間

令和３年１２月１日から令和５年８月３１日まで。